

新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「当社」）は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に伴い、影響を受けられたお客さまに対し、下記のとおりに対応を実施いたします。

記

1. ご契約に対する特別お取り扱いについて

○ご加入いただいている保険契約に対し、お客さまからのお申し出を受けて、次のような特別取扱いをいたします。詳細につきましては、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

①保険料の払い込みに関する期間の延長

○保険契約者からのお申し出により、2020年3月16日から、保険料の払い込みに関する期間を最長6カ月間（2020年9月30日まで）延長いたします。

②保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払い

○保険契約者または保険金・給付金受取人からのお申し出により、お手続きの際、本人確認書類基準を一部緩和するなどの対応により、迅速なお支払いをいたします。

○また、給付金のご請求に当たり、病院または診療所の発行した領収証がないケースなど、お手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

③保険契約の更新手続きの遡及対応

○更新日が2020年3月16日以降に到来する保険契約の更新手続きが難しい場合、または、手続きが行えなかった場合には、お申し出により、更新日に遡った手続きを行います。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

○新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、(疾病)入院給付金のお支払い対象となります。なお、検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合も、(疾病)入院給付金のお支払い対象となります。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

○また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払い対象となります。ただし、現時点では、災害死亡保険金のお支払い対象ではありません。

3. 契約貸付(新規貸付)の利息免除について

○新規の契約貸付について以下のとおり利息免除の対応を行います。

対象契約者	契約者貸付可能な個人保険・個人年金保険のご契約者
金 利	年利 0.0%
上 記 金 利 適 用 期 間	新規貸付日から 2020 年 9 月 30 日まで
貸 付 期 間	2020 年 3 月 16 日から 2020 年 5 月 31 日まで

○利息の免除に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

<カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9:00～午後5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

以上